

以上も離れたところから見下ろしていたのに太田さんと判ったことが不思議でならない。先生の医学や文学上の輝やかなしい御業績などについては全く無縁な私ではあったが、唯々幼少の頃先生のお邸の真ぐ近くに住んでいて、朝夕先生をお見掛けし、その風貌やステッキに載せて重ねる手の癖や、ズボンの縞目などを盗み見ていたからこそ、偶然にも東京の真中で太田さんと直感できたのかも知れない。私が茂市ヶ坂の太田先生をお見掛けしたのは、それが最後であった。

先生の後姿はいつも孤独そうに見えた。歩くときはいつも独り、誰かを伴って歩いておられるのをついぞ見かけたことがない。』と記してある。

注(6) Taut, Bruno.

1880.5.4 - 1938.12.24。ドイツの建築家。ナチス政権下で亡命し、1933年来日。伊勢神宮や桂離宮に真の日本美を発見した。日本語訳の著作に「日本-タウトの日記-」全3巻、「日本美の再発見」（篠田英雄訳）がある。昭和8年11月から9年3月まで、宮城野原にあった国立工芸指導所に招かれて、仙台に来ていた。

資料 長陵百十年（東北大学医学部）

グラフ仙台 No.31（仙台市）

仙台文学散歩（種部金蔵。「図書館雑誌」第70巻第9号の内）

東北大学（毎日新聞仙台支局編）

63. 「凡下式」とは

問 「百姓条目」に出てくる「凡下式」とは、どのようなことですか。

答 「百姓条目」とは、農民統制のために定めた法令を総称しますが、その中で、「凡下式」の語は次のように出ています。

1. 延宝5年〔1677〕の条目とは別に、これと関連するものとして出された、百姓の日常心得8か条の中の第3条に、

『[○]凡[○]下[○]式に候とも…急度〔きつと〕相守り申すべく候』

2. 享保4年〔1719〕の条目の第1条附則に、

『…[○]凡[○]下[○]式に候共…不作法なる儀これなき様にきつと相慎しみ申すべき事』

「凡下」^②とは、伊達家臣の最下層である卒以下職人を指すのが普通ですが、ここでは農民階級についてですので、本百姓^③以外の名子^④・水呑^⑤・被官^⑥・借屋^⑦など身分の低い人達のことです。この「凡下」に

結びついている「式」は、程度「…ほど」、「…位」を表わす接尾語ですので、「凡下式」とは「身分の低い凡下程度の者」を指す表現であります。

注(1) 領内における農民統制の目的で定めた法令を総称する。

1. 寛文8年〔1668〕5月15日、4代伊達綱村が幕府法令に準じて、百姓の常時遵守すべき「在々御仕置」6か条を定めた。
2. 延宝5年〔1677〕3月14日、同じく伊達綱村が、百姓の身分・土地保有・任務・冠婚葬祭をはじめ衣食住万般にわたって規定した「百姓条目」22か条を布告した。この条目と関連して、別に百姓の日常心得「百姓隙〔ひま〕にて罷り在り候節御代官衆百姓共に教へ申すべき覚」8か条が示された。
3. 享保4年〔1719〕2月6日、第5代伊達吉村が、「御条目」17か条を定め、農民統制を強化した。この条目は、この後長く、仙台領農民の金科玉条とされた。「仙台藩歴史用語辞典」（「仙台郷土研究」復刊第10巻第2号）の「百姓条目」の項に『…五代藩主吉村は、[×]家[×]中[○]百姓[○]町人[×]に対し、享保四年（一七一九）二月六日に日常心得一七箇条を定め、幕末まで農民の金科玉条とされた。』とあるが、家中、特に郡村支配に当る役人には、別に綱紀肅正令が出されており、町人に対しては、これまた別途町人条例が出ている。身分階級のけじめなく「御条目」が拡大適用されるものではない。上文中から家中と町人とは削除すべきである。

注(2) P. 81 の注(6)参照。

注(3) P. 229 の「94.「代数有之御百姓」「品替御百姓」「古人」とは何か」参照。

注(4) P. 230 の注(2)参照。

注(5) P. 230 の注(3)参照。

注(6) P. 231 の注(4)参照。

注(7) P. 231 の注(5)参照。

注(8) 「大言海」（大槻文彦）

『しき（接尾）式〔式ハ^底ノ^借字〕ノ如キモノ。ホド。バカリ。グラキ。「是レ[○]し[○]きノ事」我レ我レ[○]し[○]きノ知ル所ニアラズ」しきノ、キヲ轉呼シテ、しこトモ用キル。（だけノ意）「是レしこ」ドカしこ」アレしこ』

「邦訳日葡辞書」（土井忠生〔等〕編）

『Xiqi シキ（式） 代名詞のあるもの、たとえば、'私'を意味するVarera（我等）やXexxa（拙者）などに接続する助辞、それは、自分自身を卑下して、ちょうど'私のような者'などと言うような意味である。

例・Varera Xiqi（我等形式）Corera Xiqi（これら式）』

「古語大辞典」（中田祝夫〔等〕編）

『しき(接尾) 代名詞に付いて程度を示す語。卑下または軽侮の意がこめられる。…ほど。…くらい。「つたなくも我らしき^〇諸^〇傍輩〔ほうばい〕にあしく言はれ」<甲陽軍鑑五>「これ程しき^〇でこなた様へ身代打ち明け話す事」<浄瑠璃・心中刃は氷の朔日・上>「ワレラシキ〔 Xiqi 〕コレラシキ〔 Xiqi 〕<日葡辞書>』

「近世上方語辞典」(前田 勇編)

『しき(接尾) 人代名詞 事物代名詞につき 程度を示す。ただし価値を低く見積もる心を表わす。「かれしき^〇」「おのれしき^〇」「我等しき^〇」「それしき^〇」〔下略〕』

資料 大言海(大槻文彦)

邦訳日葡辞書(土井忠生〔等〕編)

古語大辞典(中田祝夫〔等〕編)

近世上方語辞典(前田 勇編)

日本国語大辞典(小学館)

大辞典(平凡社)

64. 「若老」と「少老」

問 昔の役職に「若老」と「少老」とがありますが、それぞれどのような役でしょうか。

答 「若老」も「少老」も、共に伊達家の「若年寄」⁽¹⁾の日本的な漢語的表現で、同一の役職のことで、古い資料の中でも区別なしに混用されています。

このことについてはP.197の注(5)に既述してありますが、「司属部分録」⁽²⁾に若年寄の職務権限について次のように記してあります。

『若年寄支配

若老ハ御政事之中存慮有之儀ハ言上之、御奉行出入司支配⁽³⁾之外、江戸番頭⁽⁴⁾を始詰所以上之輩を支配し、御兵具御馬御年譜幕小旗大筒稽古堂形討芸乱舞方⁽⁵⁾之事務を掌り、且其人に依て評定役御鷹方⁽⁶⁾之事務をも兼帯す、〔下略〕』

この「司属部分録」を引用したものに、次の諸書があります。

1. 「伊達騒動実録」(大槻文彦)⁽¹¹⁾

凡例の「仙台藩制」の部に、

『若年寄ハ、若老(或ハ少老)ナドトモ云ヒテ、参政ノ職ナリ、司属部分録ニ、「若老ハ、〔下略〕」トアリ、詰所以上トハ、高等官ト云ハムガ如シ、』とあります。⁽¹²⁾